

平成19年12月11日

報道機関各位

危険物保安技術協会

灯油用ポリエチレンかんの試験確認結果の取り消しについて

当協会は、危険物の運搬容器に関する基準を定めた消防法令及び当協会の灯油用ポリエチレンかんの試験確認に係る業務規程（以下「業務規程」という。）に基づく安全性能基準に適合していない灯油用ポリエチレンかんを製造、販売していた事業者に対し、先に実施した買上げ調査及び立入調査の結果に基づき、12月10日付けで試験確認結果の取り消しを行いました。

1 取り消しをする試験確認結果等

(1) 取り消しをする試験確認結果

下記2に掲げる事業者に対して行った「灯油用ポリエチレンかん試験確認結果通知書」（平成18年8月9日付け 業第18 PA-01号）

(2) 安全性能に問題がある製品

下記2に掲げる事業者が平成18年、平成19年に製造、販売した灯油用ポリエチレンかん（ASマークが刻印された18リットルかん及び20リットルかん）

表記については、別図参照

なお、現時点においては、当該灯油用ポリエチレンかんによる灯油の漏えい事故等の報告はありませんが、貯蔵、運搬中に口部又は口部近傍の本体接合箇所が破損し、灯油が漏えいするおそれがあります。また、事業者の説明によると主として九州地区で出荷・販売しているとのことであります。

2 事業者名・製造工場の所在地、名称

エース商事株式会社 代表取締役 小田 豊

岡山県倉敷市玉島乙島7093-7 エース商事株式会社玉島工場

3 取り消し理由

(1) 消防法令及び当協会の業務規程に基づく安全性能基準を満たしていない灯油用ポリエチレンかんを製造、販売していたこと。

(2) 当協会が発行した試験確認済証を不正に灯油用ポリエチレンかんに貼付

し、販売していたこと。

- (3) 品質管理及び試験確認済証の保管管理などについて業務規程に違反していたこと。

4 取り消しに伴う指示事項

安全性能に問題がある灯油用ポリエチレンかんが、市中に流通し又は消費者に利用されることは、消費者に不安と混乱を与えるだけでなく火災予防上も極めて憂慮されるところであり、製品の回収、販売の差し止めなど、適切な対応を速やかに行うとともに、次の措置を講ずること。

- (1) 既に貼付した試験確認済証については抹消すること。
(2) 残存する試験確認済証を速やかに返納すること。

担 当

危険物保安技術協会

業務企画部長 矢嶋 秀明

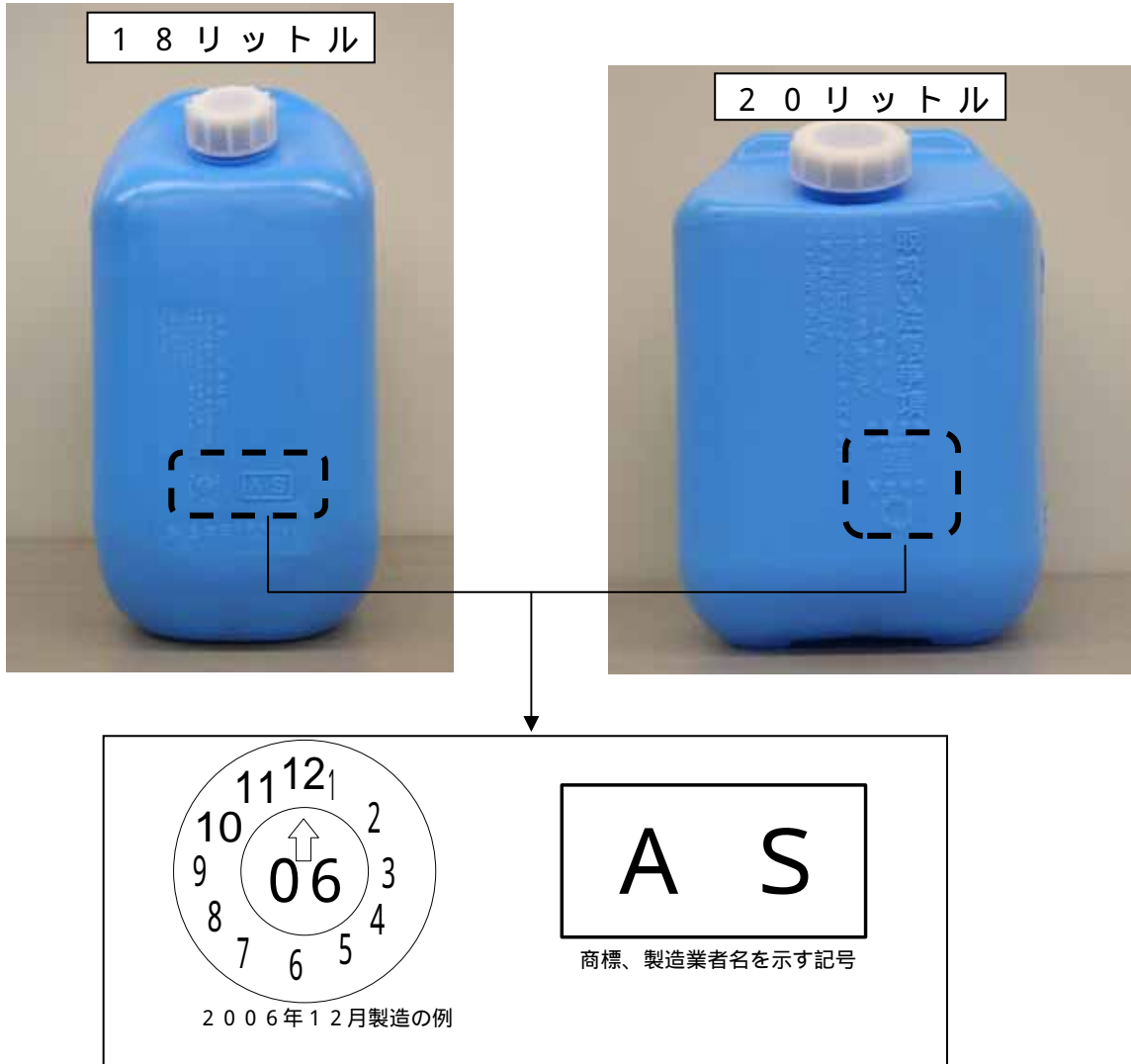
業 務 課 長 和田 正彦

電話 03 - 3436 - 2353

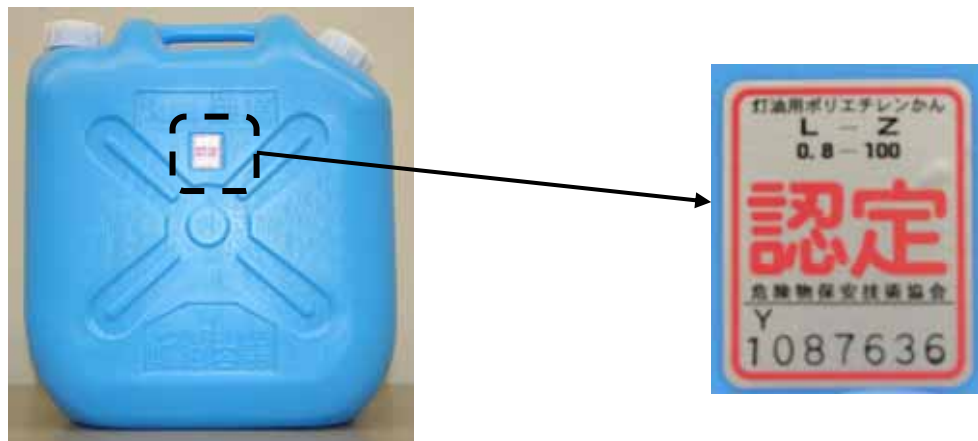
FAX 03 - 3436 - 2251

別図

「AS」マークの刻印



危険物保安技術協会試験確認済証貼付例(参考)



消費者の皆様方へのお願い

平成18年、19年にエース商事株式会社が製造し、販売した灯油用ポリエチレンかんは、当協会の試験確認済証を不正に貼付したもので、安全性能に問題がありますので、使用しないようお願いいたします。

なお、一般的に灯油用ポリエチレンかんは、紫外線等で徐々に劣化しますので、事故防止のため5年以上の使用は避けて下さい。また、日光に直接当たるなどの保管状況によっては、さらに短期間に劣化して強度が落ちる場合がありますので注意をお願いいたします。